

## 基本方針2 再生可能エネルギー等の導入促進

## 取組の方向性(1) 導入促進に向けての環境整備

## 基本施策① 公共施設における率先導入

公共施設の新設や改修等に際しては、計画的に再生可能エネルギー設備等を設置し、率先導入に努めます。

また、既存の施設についても非常時の電源確保やエネルギー環境学習での活用等を視野に入れた導入方策について検討を進めます。

基本施策①「公共施設における率先導入」における市施策(表2-8)

実施事業	担当課等	内容	
①公共施設への再生可能エネルギー等率先導入  ※公共施設での太陽光発電による発電量の推計値は、年間約280千kWh。(うち、約250千kWhは、グリーンニューデール基金事業及び屋根貸し事業によるもの)	①-1 市の建物の新築や改修等に際し、再生可能エネルギー等の活用を図る	建築住宅課(各施設管理者等)	市の建物の新築や改修等に際し、再生可能エネルギー等の活用を図る。
	①-2 太陽光発電設備の導入(鎌倉中央公園)	公園課	太陽光発電設備(18Wの街灯1基)を導入済み。
	(市営諏訪ガ谷ハイツ)	建築住宅課	太陽光発電設備(90Wの街灯5基)を導入済み。
	(第二中学校) (深沢中学校) (大船中学校:予定)	学校施設課	太陽光発電設備(第二中学校=3.3kW、深沢中学校=10kW)を導入済み。 新規では、校舎改修等の際に、導入を検討する。 平成26年度から改修工事を予定している大船中学校については、太陽光発電設備を導入。
	(第一こども会館)	青少年課	太陽光発電設備(2.16kW)を導入済み。
	(笛田リサイクルセンター)	環境センター	太陽光発電設備(4kW)を導入済み。
	(たまなわ交流センター)	下水道河川課	太陽光発電設備(9kW)を導入済み。
	(防災関連設備)	総合防災課	太陽光発電による防災備蓄庫の換気・照明や、太陽光発電による広域避難場所等の看板照明を実施。

実施事業	担当課等	内容	
①公共施設への再生可能エネルギー等率先導入	玉縄行政センター	環境政策課	グリーンニューデール基金事業で、太陽光発電設備(10kW)を、平成26年度に整備。
	(笛田公園管理事務所: 予定)	環境政策課	グリーンニューデール基金事業内定。 太陽光発電システム10kW、蓄電池付ソーラー街路灯3基を、平成28年度に導入予定。
	①-3 屋根貸し事業による太陽光発電設備の導入 (小坂小学校) (植木小学校) (手広中学校) (岩瀬中学校)	学校施設課	太陽光発電屋根貸し事業による、太陽光発電設備の導入を、平成26年度中に実施。 小坂小学校: 42.12kW 植木小学校: 42.90kW 手広中学校: 81.12kW 岩瀬中学校: 51.84kW 合計: 217.98kW
	①-4 太陽熱利用設備の導入 (今泉さわやかセンター)	高齢者いきいき課	昭和62年3月に、給湯施設を導入(太陽熱集熱器28.5㎡、循環ポンプ、蓄熱槽)。
	(笛田リサイクルセンター)	環境センター	平成9年2月に、給湯・暖房設備を導入(太陽熱集熱パネル438㎡、送風装置、暖房面積628㎡)。
	(御成小学校)	学校施設課	平成10年に、太陽熱集熱パネル、送風装置(集熱面積48.6㎡、暖房面積305㎡)を設置し、床暖房に利用。 新規については、校舎改修等の際に、導入を検討。
	(腰越行政センター)	腰越支所	平成11年2月に、暖房設備を導入(太陽熱集熱パネル、送風装置、集熱面積216㎡、暖房面積562㎡)。
	①-5 その他再生可能エネルギー等の導入 (玉縄行政センター: 予定)	環境政策課	グリーンニューデール基金事業で、整備を実施中。 リチウムイオン蓄電池5kW×1基を、平成26年度中に整備。
	(笛田公園管理事務所: 予定)	環境政策課	グリーンニューデール基金事業内定。 小型風力発電システム3kW、リチウムイオン蓄電池5kW×1基、蓄電池付ソーラー街路灯3基を、平成28年度に導入予定。
	(防災無線)	総合防災課	防災行政用無線屋外子局149箇所について、蓄電池を配備。
(名越クリーンセンター)	環境センター	ごみ焼却の熱により、施設内給湯及び暖房を実施。	

実施事業		担当課等	内容
②国等の補助制度等の活用	再生可能エネルギー等の導入に関する、国等の補助制度に関する情報収集と検討、法令等の動向について情報収集。	環境政策課	再生可能エネルギー等の導入に関する、国等の補助制度に関する情報収集や、応募の可否について検討を行う。 また、法令等の動向について情報収集を行う。
③再生可能エネルギー等導入指針の策定	公共施設の新設、改修等における再生可能エネルギー等導入の方針を作成。	環境政策課	市の施設における新築、改修などで、再生可能エネルギー等の導入を検討するよう、方針を作成し、庁内周知を行うよう、検討中。



### 市施策の実施状況 ～ 太陽光発電屋根貸し事業 ～



再生可能エネルギーの導入促進、学校教育への活用、非常用電源確保などを目的として、公共施設の中から市立小中学校4校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校、岩瀬中学校）を選定し、屋根の使用を希望する事業者を公募して、太陽光発電屋根貸し事業を実施しています。

この事業では、市は事業者へ屋根を貸し出し、事業者は自己費用によって太陽光発電を設置、売電を行います。発電出力は4施設合計で223.33kW、年間発電量は約23万5千kWh（約70世帯分の電力）を見込んでおり、平成26年（岩瀬中学校は8月、小坂小学校と植木小学校は9月、手広中学校は10月）から発電を開始しました。

市には、屋根貸しによる使用料収入が年間約23万円あるほか、屋根の防水工事が事業者の負担により実施され、非常時には発電電力を市が無償で使用できる（岩瀬中学校は上限3kW、それ以外は上限1.5kW）などの利点があります。他にも、事業者の提案により、発電状況等を示すモニターの設置なども行われました。



岩瀬中学校(屋上への太陽光パネル設置状況)



岩瀬中学校(環境教育を目的とした、発電状況とCO<sub>2</sub>削減量等の表示モニター)

写真提供: 町田ガス株式会社



小坂小学校



植木小学校



手広中学校

各校の屋根上に設置した太陽光パネルの状況(航空写真)

写真提供: 大洋建設株式会社

## 基本施策② 再生可能エネルギー等に係る効果的な情報提供

市民・事業者が安心して再生可能エネルギー等の導入ができるよう、補助制度や技術動向、適切な商品や施工業者等について、効果的な情報提供を行います。

基本施策②「再生可能エネルギー等に係る効果的な情報提供」における市施策(表2-9)

実施事業		担当課等	内容
①助成制度、税の優遇措置など情報提供	情報収集とホームページ等での公開	環境政策課	助成制度、税の優遇措置等について、情報を収集するとともに、市ホームページ等による情報提供を実施。



コラム ～国や県の関連施策・計画など～

### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の現状と今後の見込み

再生可能エネルギーの固定価格買取制度<sup>\*1</sup>（Feed-in Tariff）とは、再生可能エネルギーで発電された電気を、その地域の電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。

電力会社が買い取る費用を電気の利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えることにより、高い発電設備の設置コストも回収の見通しが立ちやすくなり、再生可能エネルギーの普及が、より進みます。

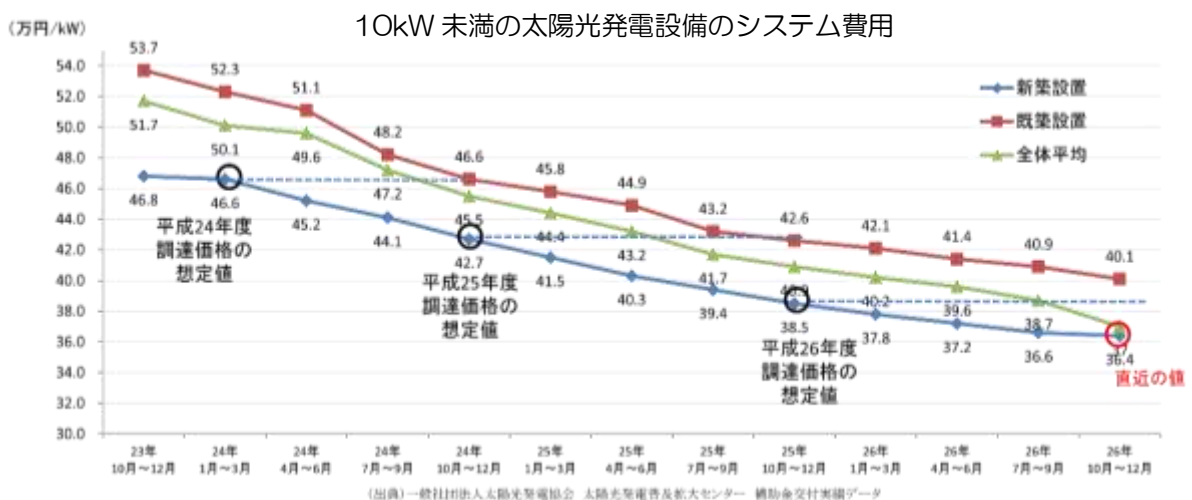
この制度の後押しによる太陽光発電の急速な普及に伴い、平成26年9月以降、九州電力・北海道電力・東北電力・四国電力・沖縄電力が、再生可能エネルギー発電設備の接続をこれ以上受け入れることが困難であるとして、申し込みの回答を保留するといった事態が発生しています。

これを受け、平成27年1月22日には、経済産業省から「再生可能エネルギー特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示」が公布され、再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直しが示されました。

この見直しの中では、新たな出力制御ルールに基づき、きめ細かな出力制御を行うことで、再生可能エネルギー電源の最大限導入を進め、「安定供給」と「再

エネの導入拡大」との両立を図っていくことが示されていますが、東京電力・中部電力・関西電力に対して接続しようとする50kW未満の太陽光発電については、当分の間、出力抑制の対象外（つまり、受け入れを制限されない）とされています。

また、固定価格買取制度による太陽光発電電力の買い取り価格は、年々下落傾向※2にあります。一方で、太陽光発電設備のシステム費用（太陽光パネル、パワーコン、架台、工事費を含む）も徐々に下がっており、初期費用の面からは、太陽光発電システムを導入しやすくなってきているともいえます。



出典：経済産業省 調達価格等算定委員会 資料

※1 固定価格買取制度の詳細は、資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー 固定価格買い取り制度」([http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html))が参考になります。

※2 固定価格買取制度による太陽光発電電力の買取価格は、下表のとおりとなっています。

調達区分	調達価格(1kWh当たり)			調達期間
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
10kW以上	40円(+税)	36円(+税)	32円(+税)	20年間
10kW未満(余剰買取)※	42円	38円	37円	10年間

※ダブル発電は別価格

## 取組の方向性(2) より多くの市民が導入拡大に参画できる仕組みづくり

## 基本施策① より多くの市民が導入拡大に参画できる仕組みづくり

地域の共有資源である再生可能エネルギーについて、市民が広くその導入機会に関与でき、そして利益を享受できる仕組みづくりについて検討を進めます。

基本施策①「より多くの市民が導入拡大に参画できる仕組みづくり」における市施策(表2-10)

実施事業		担当課等	内容
①再生可能エネルギー事業向けファンドなどの研究	再生可能エネルギー事業向けファンドなどについての事例、情報収集	環境政策課	再生可能エネルギー事業向けファンド等について、事例研究や情報収集を実施。
②住宅用再生可能エネルギー等・省エネ機器設置費補助事業	太陽光発電設備、家庭用燃料電池(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池、HEMS、電気自動車充電設備の設置費補助金	環境政策課	住宅用の再生可能エネルギー等、省エネ機器の設置費を補助する事業を実施。 平成21年度より、太陽光発電設備等への補助事業を開始。 平成25年度からは、補助対象を、太陽光発電設備の設置を必須として、HEMS機器、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システムとして実施。 平成26年度には、HEMS機器設置を必須として、住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池、定置用リチウム蓄電池、電気自動車充電設備の設置費を補助対象として実施。 補助対象や必須要件については、周辺自治体等の動向を見ながら毎年度検討。
③鎌倉市環境共生事業(企業施設整備事業)等補助金	市内事業者向けに、地球環境との共存、共生を図るために必要な施設の設置費を助成する(環境保全施設、太陽光発電施設等)	観光商工課	鎌倉市環境共生事業(企業施設整備事業)等補助金制度を運用。 市内事業者向けに、地球環境との共存、共生を図るために必要な施設の設置費を助成する。 補助対象は、環境保全施設(省エネルギー施設等)、太陽光発電施設等。